

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年9月26日(2019.9.26)

【公表番号】特表2019-522494(P2019-522494A)

【公表日】令和1年8月15日(2019.8.15)

【年通号数】公開・登録公報2019-033

【出願番号】特願2017-542485(P2017-542485)

【国際特許分類】

A 6 3 B 21/22 (2006.01)

A 6 3 B 21/015 (2006.01)

A 6 3 B 21/078 (2006.01)

【F I】

A 6 3 B 21/22

A 6 3 B 21/015

A 6 3 B 21/078

【手続補正書】

【提出日】令和1年8月7日(2019.8.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

運動装置用の抵抗パックであって、当該抵抗パックは：

本体を有し、該本体は、第1の妨害機能部を含み；

抵抗要素を有し、該抵抗要素は前記本体上に配置され、前記抵抗要素は、ハブを持ち、該ハブは、複数のエラストマースポークを有し、該複数のエラストマースポークは、前記ハブから外側に延び、前記ハブは、前記本体に対して回転可能であり、かつ、前記複数のエラストマースポークの遠位端は、前記本体と係合し、前記本体に対する前記複数のエラストマースポークの前記遠位端の運動に抵抗し；かつ

第2の妨害機能部を有し、該第2の妨害機能部は、前記ハブに連結され、かつ、前記本体に対して前記ハブとともに回転可能であり、前記第2の妨害機能部は、前記ハブから外側に半径距離だけ延びて、前記本体上で前記第1の妨害機能部と係合し、前記半径距離は、前記ハブと前記複数のエラストマースポークの前記遠位端との間の当該抵抗パック内に位置し、前記第2の妨害機能部は、最初の位置において前記第1の妨害機能部の第1の側面上にあり、該最初の位置では、前記複数のエラストマースポークが非緊張状態にあり、前記ハブは、前記本体に対して回転可能であり、前記第2の妨害機能部を、予め負荷のかけられた位置まで第1の回転方向に前記第1の妨害機能部を過ぎて移動させ、該予め負荷のかけられた位置では、前記複数のエラストマースポークが緊張状態にあり、前記第1の妨害機能部は、前記第2の妨害機能部と係合し、かつ、前記最初の位置に戻る反対側の第2の回転方向の前記第2の妨害機能部および前記ハブの運動に抵抗する、

前記抵抗パック。

【請求項2】

前記第1の妨害機能部が、隆起したタブを有し、該タブは、前記本体の表面上に配置され、前記タブは、傾斜面と制正面とを含み、前記傾斜面は、前記第1の方向の前記タブを超える前記第2の妨害機能部の運動を補助し、かつ、前記制正面は、前記第2の方向の前記タブを超える前記第2の妨害機能部の運動に抵抗する、

請求項 1 に記載の抵抗パック。

【請求項 3】

さらに：

後板を有し、該後板は、前記本体の第 1 の部分を形成し；

複数の連結アームを有し、該連結アームは、前記後板の外面から延び、各連結アームは、その遠位端上にフックを含み、前記複数の連結アームのそれぞれの上の前記フックは、各連結アームから対応する回転方向に延び、かつ、前記フックは、それぞれ傾斜した上端と傾斜した下端とを含み、該傾斜した上端と該傾斜した下端とは、一緒になってポイントを形成し；

前板を有し、該前板は、前記本体の第 2 の部分を形成し、かつ、その中に形成された複数のスロットを含み、前記複数のスロットは、第 2 の同様に構成された抵抗パックの複数の連結アームをそれぞれ受け入れるようにサイズ決めされ、かつ配置され、前記第 2 の同様に構成された抵抗パックの前記複数の連結アーム上のフックはそれぞれ、前記複数のスロットと係合し、前記二つの抵抗パックと一緒に解放可能に連結する、  
請求項 1 に記載の抵抗パック。

【請求項 4】

前記第 2 の妨害機能部が、前記予め負荷のかけられた位置まで前記第 1 の回転方向に前記第 1 の妨害機能部を過ぎて移動するように曲がる、請求項 1 に記載の抵抗パック。